

令和3年度
世田谷区「業態転換 及び 新ビジネス創出
支援補助事業」のご案内

新型コロナウイルス感染症はいまだ終息の見通しは立っておらず、その影響により地域経済は大きなダメージを受けており、今後の動向も予断を許さない状況が続いています。

このような厳しい状況においても、ピンチをチャンスに変えるべく、オンライン販売やテイクアウトなど業態転換による販路の拡大や、新商品・新サービスの開発、さらには経営の多角化に活路を見い出したり、ICTの導入により経営の効率化を図るなど、新たな取組みを計画的に実施しようとする区内中小企業の方を支援します。

《募集概要》

(1) 補助対象者

区内に事務所又は事業所を有する者であって、以下の から のいずれかに該当する者
会社および会社に準ずる営利法人である中小企業者

(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)

個人事業主 特定非営利活動法人 一般社団法人 医療法人 社会福祉法人

、 については中小企業基本法第2条に定める中小企業者であること

(2) 補助内容

👉補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響の中で経済活動を持続するため、業態転換や経営の多角化による売上げ向上や業務改善による経費削減に、計画的かつ将来の見通しをもって取り組む事業を補助の対象とします。

【対象となる事業の例】

肉屋が八百屋と一緒に協力して、それぞれの商品を一括してオンラインで注文が受けられるサービスを始める。

注文システムを業者に委託してつくる。

デイサービスを利用している高齢者の状況(一人でどの程度動けるのか等)を遠隔地からスマートフォンなどの画面に映し出し確認できるサービスを行う。

持ち帰り以外に、新たにデリバリーサービスを始めることにした。

デリバリーに特化した新たな商品の開発をする開発費用が必要。

店内での飲食しか行っていなかったが、新たにテイクアウトを始めることにした。

テイクアウト専用のカウンターを設けるなどの店舗改装を行う。

学習塾を教室内でやっているが、自宅にいる生徒とオンラインを結んで授業を始める。

オンライン授業に必要な機器を購入したい。

店内でのイートイン以外に新たにキッチンカー事業を始める。

車両のレンタルやキッチンカー用の調理器具・容器等の購入をする。

会社でテレワークを導入するための環境の整備として社内システムのICT化を行う。

裏面もご覧ください

📎補助対象経費

開発費 器具・備品費、備品リース費 事務所・店舗改装費 広報費
システム構築・登録利用費 臨時人件費 展示会等出展費 委託・外注費
上記経費は、国・都・他区等が実施する他の制度(補助金)の支援を受けていないことが条件

📎補助上限額

補助上限額は 1事業者あたり30万円。
複数の事業者で連携して事業を実施する場合、最大600万円(20事業者相当)まで

📎補助率

補助対象経費の3分の2以内

📎補助事業期間

交付決定日以降の事業開始から最大3か月(契約・発注から支払いまでの期間)
募集回ごとに事業完了期限があります(例:第1回は、9月30日)

(3) 募集スケジュール

募集回	中小企業診断士面談	申請書類提出期限	募集数(先着)
第1回	5月24日(月)、25日(火)	5月31日(月)(必着)	20
第2回	6月14日(月)、15日(火)	6月22日(火)(必着)	20程度
第3回	7月6日(火)、7日(水)	7月14日(水)(必着)	20程度
第4回	7月28日(水)、29日(木)	8月5日(木)(必着)	20程度
第5回	8月23日(月)、8月24日(火)	8月31日(火)(必着)	20程度

申請書類提出にあたっては、事前に、(公財)世田谷区産業振興公社にて実施する中小企業診断士の面談を受けていただきます(予約制、先着順)。

申請書類の不備等をチェックするのではなく、補助事業計画の内容について確認します。
事業計画書の作成方法がわからない方向けの講座も実施します(参加は任意)。

(4) 申請方法

世田谷区ホームページから募集要領、申請書をダウンロード
募集要領を熟読の上、記載例を参考に申請書・補助事業計画書等作成、必要添付書類準備
中小企業診断士との面談
申請書類一式を 郵送により 下記の宛先に送付

<書類送付先>

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4F 経済産業部商業課 業態転換担当

(5) その他

詳細は、世田谷区ホームページ「世田谷区業態転換及び新ビジネス創出支援補助金」の募集要領をご覧ください。